

障害のある児童生徒の就学の手引

(第6次改訂)

富山県教育委員会

はじめに

障害のある子供の就学先決定の仕組みに関しては、学校教育法施行令の改正（平成25年9月1日施行）により、就学基準に該当する障害のある児童生徒等は原則特別支援学校に就学するという従来の仕組みから、障害の状態、本人の教育的ニーズ、本人・保護者の意見、教育学、医学、心理学等専門的見地からの意見、学校や地域の状況等を踏まえた総合的な観点から就学先を決定する仕組みへと改められました。また、この場合において、保護者の意見については、可能な限りその意向を尊重することとされました。

一方、発達障害を含む特別な支援を必要とする児童生徒が、通常の学級において、合理的配慮の提供や特別支援教育支援員による支援など個々の教育的ニーズに応じた必要な支援を受けたり、通級による指導を受けたりしている数や、特別支援学級に在籍する児童生徒の数が増加し、その障害の状態も多様化しています。障害のある子供一人一人が、それぞれの学びの場において、その可能性を最大限に伸ばすとともに、自立と社会参加に向けて必要な力を培っていくための適切な指導・支援がますます重要となってきます。

こうした中、国において、一人一人の教育的ニーズに対応した新しい時代の特別支援教育の在り方や、その充実のための方策等について検討を行うため、令和元年に「新しい時代の特別支援教育の在り方に関する有識者会議」が設置され、令和3年1月に報告が取りまとめられました。令和3年6月には、有識者会議報告を踏まえ、これまでの「教育支援資料」（文部科学省 平成25年）の内容について、障害のある子供の就学相談や学びの場の検討等の充実に資するよう、「障害のある子供の教育支援の手引」として改訂されました。その中では、すべての関係者が、教育的ニーズの変化に応じ、学びの場を柔軟に見直すことについて理解を深め、一貫した教育支援の中で、就学先となる学校や学びの場における学びの連続性の実現を一層推進していくことや、小中学校等における通常の学級、通級による指導、特別支援学級といった学びの場の判断についても、市町村教育支援委員会等を起点に様々な関係者が多角的、客観的に検討する必要があること、就労や進学等の教育支援の主体が替わる際、個別の教育支援計画の作成・活用により、情報の共有や引継ぎに取り組むことが求められていることなどが改めて強調されました。

これを受け、富山県においても、「障害のある児童生徒の就学の手引（特別支援教育指導資料第100集）」を改訂することといたしました。

学校や市町村教育委員会における就学相談担当者、特別支援教育担当者のみならず、すべての教職員、関係機関の方々に、本手引をご活用いただき、目の前の子供たちがその時点での教育的ニーズに最も適した学びの場で学び、その可能性を最大限に引き出すことができるようにご尽力いただきますようお願い申し上げます。

令和4年3月

富山県教育委員会

県立学校課長 佐野 友昭

も く じ

は じ め に

I	障害のある子供の教育支援の基本的な考え方	1
1	障害のある子供の教育に求められていること	1
2	早期からの一貫した教育支援	2
3	今日的な障害の捉えと対応	3
4	合理的配慮とその基礎となる環境整備	4
II	連続性のある「多様な学びの場」	5
1	障害のある児童生徒の連続性のある多様な学びの場	5
2	特別支援学級と通級による指導について	6
III	就学に関する事前の相談・支援、就学先決定、就学先変更のモデル プロセス	10
1	就学手続の流れ	10
2	市町村教育委員会における就学相談・支援	11
3	県教育委員会における就学相談・支援	18
4	小中学校等における就学相談・支援	19
5	教育委員会（教育支援委員会）、学校における年間業務計画	21
IV	就学相談・支援に係る機関等の手続きの流れとその事務	23
1	視覚障害者等が県立特別支援学校の小・中学部1年に新しく就学する場合	23
2	視覚障害者等が小中学校等の1年に新しく就学する場合	25
3	特別支援学校に在学する児童生徒が、視覚障害者等でなくなった場合	26
4	特別支援学校に在学する児童生徒が、障害の状態、その者の教育上必要な支援 の内容、地域における教育の体制の整備の状況その他の事情の変化により小中 学校等に就学することが適当であると思料される場合	27
5	視覚障害者等で小中学校等に在学する児童生徒が、視覚障害者等でなくなった 場合	29

6	小中学校等に在学する児童生徒が、視覚障害者等になった場合	30
7	視覚障害者等で小中学校等に在学する児童生徒が、障害の状態、その者の教育上必要な支援の内容、地域における教育の体制の整備の状況その他の事情の変化によりこれらの小中学校等に就学させることが適当でなくなったと思料される場合	32
8	特別支援学校に在学する児童生徒が、新たな障害や障害の状態の変化により、主たる障害種を変更することが適当であると思料される場合	34
9	県立特別支援学校から他の県立特別支援学校へ転学する場合	36
10	視覚障害者等である児童生徒が他の市町村から転入した場合	37
11	就学義務を猶予又は免除する場合	38
12	「短期入所」「日中一時支援事業」に伴う教育参加の場合	38
13	県外の特別支援学校へ区域外就学する場合	39
14	県外への区域外就学が終了した場合	40
15	他の都道府県から本県の県立特別支援学校へ区域外就学をする場合	41
16	他の都道府県から本県の県立特別支援学校への区域外就学を終了する場合	42
V	特別支援学級の開級（閉級）・通級指導教室の開設（閉鎖）に関する事務手続き	44
1	特別支援学級を開級する場合	44
2	特別支援学級を閉級する場合	45
3	通級指導教室を開設する場合	46
4	通級指導教室を閉鎖する場合	47
VI	県立特別支援学校（視覚障害、聴覚障害）で通級による指導を行う場合の事務手続き	48
1	通級による指導を実施する時	48
2	通級による指導を終了する時	51
VII	資料	53
1	就学に関する関係法規一覧	53
2	関係する通知等	56
3	県内特別支援学校及び関係施設、相談機関等	79